葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所
〒273-0012 船橋市浜町2 －5 －1
Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169

学習評価と個別の指導計画について

【指導室　特別支援教育班】

４．学習評価の円滑な実施に向けた取組について

（５）学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」３０文科初第１８４５号より抜粋

（以下「改善等通知」という）

同改善等通知４．（３）においては、「観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で伝えることが重要であること。特に『学びに向かう力、人間性等』のうち『感性や思いやり』など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況など積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。」と示されています。

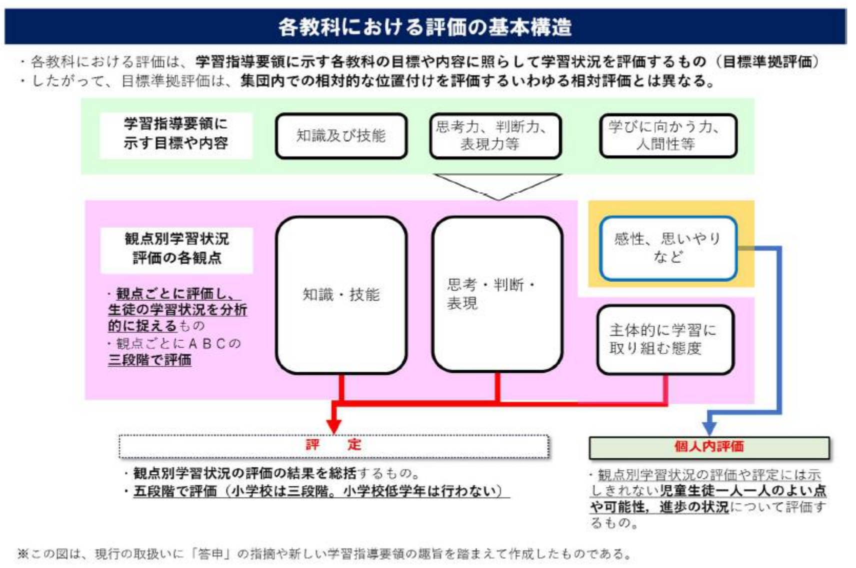

※『特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料より抜粋』

Point

- ◆ 個別の指導計画作成時、実態に応じた評定と個人内評価を設ける。
- ◆ 個別面談の際、児童生徒・保護者と、目標だけでなく評価等についても共通理解を図る。
- ◆ 教師間（支援員も含む）で、評価等について共通理解を図る。
- ◆ 個人内評価の対象となるものについては、日々の授業で児童生徒に一人一人のよい点や可能性、進捗の状況など積極的に伝える。　※保護者にも情報を共有できるとよい。

＊ 個別の指導計画は児童生徒の指導や支援、連携のためのツールです。作成すること自体が目的ではありません。実施、評価、改善を繰り返し、学習や生活の意欲へつなげましょう。